

6. I T 導入支援事業の実施状況 (意見表示・処置要求、不当事項)

中小企業庁

独立行政法人中小企業基盤整備機構

9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)

58億2891万円(背景金額)

I T 導入 支援事業 の概要

- ✓ 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、生産性革命事業の一環として、運営費交付金等によりサービス等生産性向上 I T 導入支援事業を実施。同事業は、生産性向上に資する I T ツールを導入する I T 導入事業を実施する中小企業等（事業主体）に事務局（注）を通じてサービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金（I T 導入補助金）を交付して経費の一部を補助するもの
 - ✓ I T 導入支援事業の管理、運営等を実施する事務局は、交付規程等を定めるとともに、ソフトウェア等を取り扱うメーカー、ベンダー等の適格性、当該ソフトウェア等の適合性を審査し、I T 導入支援事業者、I T ツールとして登録。登録済みの I T 導入支援事業者からの I T ツールの導入経費のみが補助対象
- （注）令和5年7月以前交付申請分は一般社団法人サービスデザイン推進協議会（サ推協）、8月以降の交付申請分はTOPPAN株式会社が実施

検査の 結果

- ✓ 376事業主体が実施した445事業（令和2～4年度）に対する実地検査により、**30事業主体の41事業**（補助金交付額計**1億0812万円**）で**実質的還元等による不正**が行われ、I T 導入補助金が**過大に交付**（注）。これに関与した I T 導入支援事業者（不適正ベンダー）15者が支援した事業は、41事業を含め**1,978事業**（同**58億2891万円**（背景金額））。さらに、上記15者のうち12者を含む27者が支援する67事業主体の**88事業**（同**2億5352万円**）で、実質的還元と同様の**資金の流れ**などが判明
 - ✓ 機構やサ推協は、相当数の不正の疑義を把握していたが、不正の疑義のある I T 導入支援事業者、事業主体への立入調査を**一度も実施せず**、不正による I T 導入支援事業者の登録取消しは一切行われず
 - ✓ 101事業主体の114事業で I T ツールを**解約していたのに**提出が必要な**辞退届が未提出**。うち79事業主体の92事業（同**2億3301万円**）で I T ツールの**継続的な利用を宣誓**した上で事業の効果報告。解約状況の把握の仕組みが不十分
 - ✓ 255事業主体の271事業（同**6億7224万円**）で、効果報告等に当たり生産性関連情報等の数値を**誤って報告** 等
- （注）このほか、実質的還元以外の不正等による過大交付の事態（8事業主体の11事業（同2848万円）、3事業主体の3事業（同1094万円））を不当事項として指摘

要求する 処置等

- ✓ 機構において、サ推協に対して、実質的還元等による不正を行っていた30事業主体から過大に交付された補助金を**速やかに返還**させる手続を行わせること、また、実質的還元と同様の資金の流れなどが見受けられた67事業主体についての更なる調査等を行わせて、不正が判明した場合には速やかに**補助金返還の措置等**及び不正に関与した**I T 導入支援事業者の登録取消し等**を行わせること
- ✓ 機構において、サ推協・TOPPANに対して、不適正ベンダー15者が支援した事業主体や疑義ベンダー等を中心に**同種の不正な事態の有無について調査等**を行わせるなどすること。また、サ推協・TOPPANと共に、実質的還元を始めとする不正な事態について、事業主体等に対する**注意喚起の方法を見直す**とともに、今後、登録審査、立入調査等が厳正かつ適時適切に行われるよう具体的な基準、実施方法等を検討して**指針等を整備**すること
- ✓ 機構において、サ推協・TOPPANと共に、I T ツールの解約状況を正確に把握する**仕組みを整備**すること
- ✓ 機構において、**効果報告の方法の見直し**を行い、サ推協・TOPPANによる生産性関連情報等の**確認体制を整備**すること
- ✓ 中小企業庁において、これらの見直しの措置が確実に行われるよう、機構等に対して**指導、助言等**を行うこと

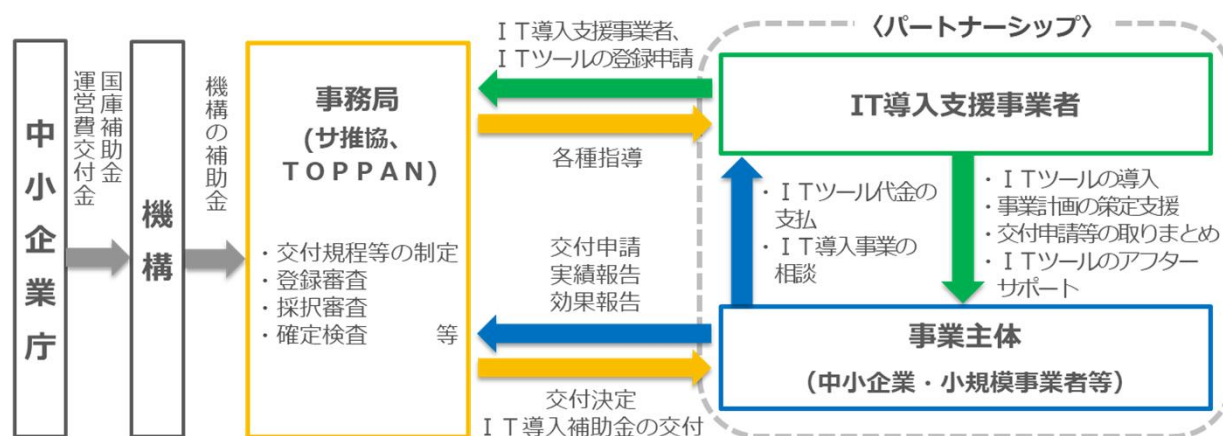
6. I T 導入支援事業の実施状況 (意見表示・処置要求、不当事項)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

I T 導入支援事業の概要

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構（機構）は、国から交付された運営費交付金及び国庫補助金を財源に、中小企業生産性革命事業の一環として、サービス等生産性向上 I T 導入支援事業を実施。同事業は、生産性向上に資する I T ツールを導入する I T 導入事業を実施する中小企業・小規模事業者等（事業主体）に対して、これに要する経費の一部を補助するサービス等生産性向上 I T 導入支援事業費補助金（I T 導入補助金）を交付するもの
- I T 導入支援事業の管理、運営等を実施する事務局（注1）は、補助金交付条件等を規定した交付規程等を定めるとともに、ソフトウェア等を取り扱うメーカー、ベンダー等の適格性、当該ソフトウェア等の適合性を審査（登録審査）し、I T 導入支援事業者、I T ツールとして登録
（注1）令和5年7月以前の交付申請分は一般社団法人サービスデザイン推進協議会（サ推協）、同年8月以降の交付申請分はT O P P A N株式会社（T O P P A N）が実施
- 登録済みの I T 導入支援事業者から登録済みの I T ツールを導入するための経費のみが補助対象

< I T 導入補助金の交付手続等の主な流れ >



【 I T 導入支援事業者の位置付け】

- ✓ ソフトウェア等を取り扱うメーカー、ベンダー等が、事務局の適格性の審査を経て登録
- ✓ 補助事業に不慣れな事業主体が I T 導入事業の実施や各種申請を円滑に行えるように支援する制度上のパートナー
- ✓ 事業主体に対して I T ツールの提案、導入、アフターサポート、事業計画の策定支援、交付申請等の取りまとめなどを実施
- ✓ 事業主体による補助金不正受給等の不正を防止し、適切な補助金交付がなされるよう I T 導入事業の管理・監督等を実施
- ✓ 交付規程、公募要領等の内容を遵守できること、I T ツールが事業主体の生産性向上に資するよう最大限の効果を発揮するための体制等の構築を行うことなどが求められている

（注）機構は事務局からの報告、相談等を受けて指導、監督等を、中小企業庁は機構及び事務局に指導、助言等を実施（令和3年度までは経済産業省が I T 導入支援事業を所管）

交付規程等に定められた不正等に対する措置等

- 事務局は、**実質的還元、虚偽申請、第三者申請等**があった場合、補助金の交付決定の全部又は一部を**取り消す**ことが可能。また、調査等の結果 I T 導入支援事業者を不適格と判断した場合、その登録及び当該者が支援した全ての事業主体に対する交付決定を取り消すことが可能
- 機構及び事務局は、事業主体及び I T 導入支援事業者に対して、事業に関する報告を求め、又は事業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査等の一連の調査行為（**立入調査**）を行うことが可能

6. I T 導入支援事業の実施状況 (意見表示・処置要求、不当事項)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

検査の結果の全体像

(注) 表中の1～4は本資料の検査の結果に対応。「指摘」は指摘金額、「背景」は背景金額

意見表示・処置要求 (指摘 9億5648万円) 不適正ベンダー15者の 支援事業数等 1,978事業 58億2891万円(背景)	1 ①実質的還元等による不正(指摘 1億0812万円) 下記参照 ② I T 導入支援事業者15者(不適正ベンダー)が①の不正に関与 (うちサポート協会に係る指摘 4762万円) ③実質的還元と同様の資金の流れなど(指摘 2億5352万円) 2 不正を防止するための対策が不十分 本資料35ページ参照 3 I T ツールの解約状況を正確に把握できていないなど(指摘 2億3301万円) 本資料36ページ参照 4 I T 導入支援事業の効果を正確に把握できていない(指摘 6億7224万円) 本資料37ページ参照	本資料 34ページ参照 1の指摘計 3億9877万円 (118事業主体154事業) ※それぞれの金額は一部重複
不当事項 (指摘 1億4755万円)	実質的還元等による不正(指摘 1億0812万円。上記1①と同一) 実質的還元以外の虚偽申請等による不正(指摘 2848万円) 導入した I T ツールの解約(指摘 1094万円。上記3の一部)	

検査の結果 1 I T 導入事業が適正に行われていないなどの事態

①実質的還元等による不正が行われていた事態

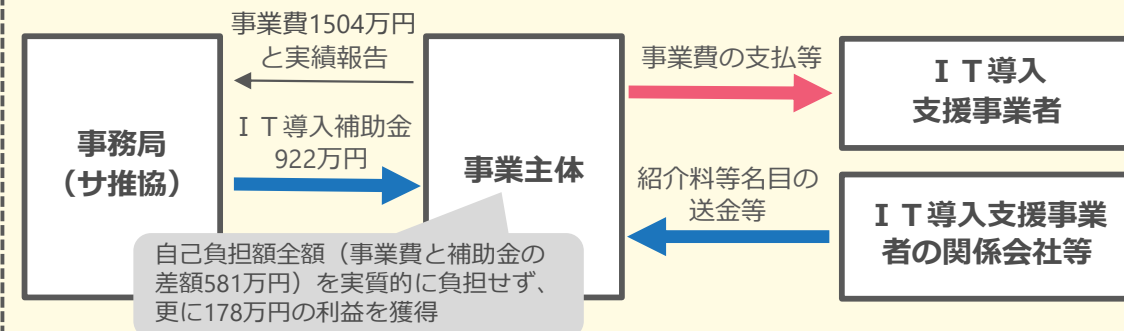
➤ 令和2～4年度に376事業主体が実施した445事業(補助金交付額計12億1110万円)について実地検査を行ったところ・・・

- ・ **30事業主体の41事業**(補助金交付額計**1億0812万円**)で、**実質的還元**(注1)等による不正が行われており、交付規程等に反して **I T 導入補助金が過大に交付**
 - ・ うち23事業主体の30事業(同7863万円)で、交付申請又は実績報告の際にサ推協に対して事実と異なる**虚偽申請**(注2)
 - ・ うち18事業主体の24事業(同6456万円)で、事業主体が行うべき交付申請等の手続を第三者が実施(**第三者申請**)

(注1) I T 導入支援事業者やその関係会社等から資金の還流を受けるなどして、I T ツールの販売金額に占める事業主体の自己負担額を減額若しくは無償とし、又は自己負担額を上回る不当な利益を得るなどの行為

(注2) I T ツールを導入していないのに導入したとする虚偽の実績報告等

<実質的還元による不正事例>



本件事態に加えて、**8事業主体の11事業**(同**2848万円**)で、実質的還元は行われていないものの、**虚偽申請、第三者申請による不正**により I T 導入補助金が**過大に交付**されており、これらを含め不当事項として指摘

6. I T 導入支援事業の実施状況 (意見表示・処置要求、不当事項)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

検査の結果 1 I T 導入事業が適正に行われていないなどの事態

② I T 導入支援事業者が実質的還元による不正に関与している事態

➤ ①の事態の多くは、I T 導入支援事業者等から事業主体への働きかけが契機

①の事態において実質的還元に関与した I T 導入支援事業者（**不適正ベンダー**）は**15者**。15者が令和2～4年度に実施した I T 導入事業は**1,978事業**（補助金交付額計**58億2891万円（背景）**）

サ推協は、本院の検査による不正の判明を踏まえて、**6年7月に不適正ベンダー15者について I T 導入支援事業者の登録を取消し**。同年8月にウェブサイトで公表、注意喚起や補助金の自主返還手続を開始

<不適正ベンダーのうち一般社団法人日本中小企業サポート協会による事態>

- ・同協会が I T 導入支援事業者となっている39事業主体の39事業全て（補助金交付額計5700万円）が第三者申請及び虚偽申請に該当
- ・うち①の事態の7事業を含む32事業主体の32事業（同**4762万円**）で下記の内容等の実績報告を行い、事業主体の自己負担額を無償とするなどの不正の働きかけ

実経費よりも高額な代金が記載された**虚偽の請求書**を作成
⇒事業主体に虚偽の請求書に記載された代金と同額の資金を融通
⇒同日中にこれを同協会に振り込ませて実経費よりも高額な導入経費の支払を受けたかのように偽装

③実質的還元と同様の資金の流れなどが見受けられた事態

➤ ①の事態の多くは、紹介料等、通常の商慣習の一環で行われる取引の名目とするなど極めて巧妙な手口で実施

- ・①の事態の41事業以外に、I T 導入支援事業者27者（注）の支援を受けて**67事業主体が実施した88事業**（補助金交付額計**2億5352万円**）で、①の事態と同様に、I T 導入支援事業者等から事業主体に対して、事業主体の自己負担額と同額（又はこれを上回る金額）が振り込まれるといった**資金の流れ**などが判明
- ・88事業の多くで I T ツールの全部又は一部が導入されていない、導入後に解約されているなどの状況

（注）不適正ベンダー15者のうち12者を含む。

当該資金の流れは、実質的還元と断定するには至っていないが、正当な商取引の対価との事業主体の主張を証明する証ひょうが提出されていないなどの状況となっており、正当な商取引の対価とは認められない

要求する処置 機構において、サ推協に対して

- ・実質的還元等による不正を行っていた30事業主体から過大に交付された I T 導入補助金を**速やかに返還**させる手続を行わせること
- ・実質的還元と同様の資金の流れなどが見受けられた67事業主体についての更なる調査等を行わせて、不正が判明した場合には速やかに**補助金返還の措置**等及び不正に関与した **I T 導入支援事業者の登録取消し**、公表等を行わせること

6. IT導入支援事業の実施状況 (意見表示・処置要求、不当事項)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

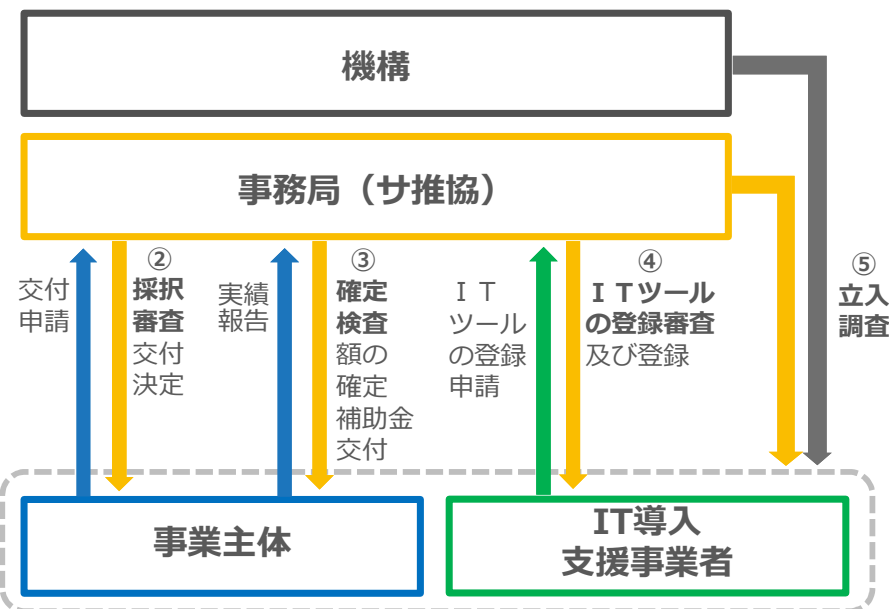
検査の結果2 不正を防止するための対策が十分に講じられていない事態

➤ 機構、サ推協、TOPPANにおける実質的還元に係る注意喚起の状況や各種審査等の実施状況等についてみたところ・・・

①実質的還元に係る注意喚起

- ・従来の公募要領における実質的還元の具体例は「ITツールの購入額の払い戻し」及び「ポイント・クーポン等による還元」
 - ・本院の検査を踏まえて、TOPPANは実質的還元の具体例に「補助対象外での一般的な商取引を偽装することによる還元」を追記
- ➡ **実質的還元がIT導入支援事業者等の働きかけにより行われている実態等**を踏まえると、公募要領の記載は、補助事業に不慣れた事業主体への注意喚起として**具体性に欠け、内容が不十分**

②採択審査 ③確定検査 ④ITツールの登録審査 ⑤立入調査



【②採択審査・③確定検査】

IT導入支援事業者の確認を経ていることから、申請内容は基本的に正しいという前提により審査を実施 ➡ 虚偽申請を検知できず

【③確定検査】

確定検査の際に必要なに応じて実施する現地調査において、実質的還元の有無については確認せず ➡ 現地調査の時点で行われていた実質的還元を検知できず

【④ITツールの登録審査】

ITツールの実際の機能等や価格の妥当性について、現物を取り寄せることや市場価格の調査等による確認を行わず

➡ 実質的還元を行うことができる背景として、十分な機能等を備えていないITツールや高額なITツールが登録されていることが想定

【⑤立入調査(注)】

機構及びサ推協は、警察からの捜査関係事項照会やコールセンターの通報等により、相当数の不正の疑義を把握

➡ 本院の検査により不正が多数判明するまでの間、不正の疑義のあるIT導入支援事業者(疑義ベンダー)や事業主体に対する立入調査を**一度も実施せず**。立入調査の実施手順、確認項目等も一切定めておらず

(注) IT導入支援事業の適切な遂行を確保するために必要と判断した場合に実施する調査

要求する処置

機構において、

- ・サ推協及びTOPPANに対して、検査結果1②の事業主体や疑義ベンダーを中心に実質的還元等による同種の不正な事態の有無について調査等を行わせて、不正が判明した場合には速やかに**補助金返還等の措置等**及び不正に関与した**IT導入支援事業者等の登録取消し**、公表等を行わせること
- ・サ推協及びTOPPANと共に、事業主体における実質的還元を始めとする不正な事態について、事業主体等に対する**注意喚起の方法を見直す**とともに、今後、登録審査、採択審査、確定検査、立入調査、不正の認定、補助金返還、不正に関与したIT導入支援事業者等の登録取消し、公表等が厳正かつ適時適切に行われるよう具体的な基準、実施方法等を検討して**指針等を整備**すること

6. I T 導入支援事業の実施状況 (意見表示・処置要求、不当事項)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

検査の結果3 I T ツールの解約状況を正確に把握できていないなどの事態

I T ツールを解約した場合の取扱い

- ・事業主体は、導入日から1年以上経過後、処分制限期間内に、取得価格の単価が50万円以上の I T ツールのうち事業主体において減価償却資産として取り扱っているもの(処分制限 I T ツール)を解約した場合、取得財産の残存簿価相当額に補助率を乗じた金額を事務局に納付(残存簿価分納付)
- ・導入した I T ツールを一部でも解約した場合には I T 導入事業の辞退とみなし、事業主体は、事務局に対して**辞退届**を提出。
その場合、事務局は、必要に応じて交付決定の取消しや残存簿価分納付の手続をとる一方、事業主体はその後の効果報告が不要

① I T ツールの解約状況を正確に把握できていない事態

- 機構及びサ推協は、5年4月以降、事業主体が I T ツールを現在も継続的に利用しているという宣誓事項に同意しなければ効果報告を行えない仕組みを導入し、これらにより I T ツールの解約状況を把握
- しかし、376事業主体が実施した445事業における I T ツールの解約状況等についてみたところ・・・

- ・101事業主体の114事業(補助金交付額計2億9649万円)で I T ツールを解約していたのに**辞退届が未提出**
- ・うち**79事業主体の92事業(同2億3301万円)**で、**継続的に利用していると宣誓した上で効果報告**
➡ 辞退届及び宣誓事項への同意は、解約状況を正確に把握するための**仕組みとして不十分**



このうち**3事業主体**が実施した**3事業(同1094万円)**で、導入した I T ツールを導入日から1年未満若しくは事業計画期間内に全て**解約等**していた事態について、不当事項として指摘

② 残存簿価分納付における公平性を確保できないおそれがある事態

- ・同一の I T ツール(取得価格の単価50万円以上)について、当該 I T ツールを減価償却する「資産」の科目で会計処理している事業主体と、減価償却するものとはせず「費用」の科目で会計処理している事業主体に分かれている状況
➡ 残存簿価分納付の要否の判定が区々となり、残存簿価分納付における**公平性を確保できないおそれ**

要求する処置

機構において、サ推協及び T O P P A N と共に、交付規程等に基づく交付決定の取消しや残存簿価分納付等が適切に行われるよう、I T ツールの解約状況を正確に把握する**仕組みを整備**し、また、T O P P A N と共に、今後の残存簿価分納付の要否の判定が区々とならないよう、**処分制限 I T ツールの取扱いを見直すこと**

6. I T 導入支援事業の実施状況 (意見表示・処置要求、不当事項)

中小企業庁
独立行政法人中小企業基盤整備機構
9億5648万円、1億4755万円(指摘金額)
58億2891万円(背景金額)

検査の結果 4 I T 導入支援事業の効果を正確に把握できていない事態

効果報告の概要

- ・事業主体は、I T 導入事業の実施期間終了後の翌年度から年度ごとに計3回効果報告を行う
- ・効果報告において生産性向上に係る情報（**生産性関連情報**）等を報告する必要がある
I T 導入事業では、事業主体は、交付申請及び効果報告に当たり、生産性関連情報により算出された**労働生産性**を報告
- ・事業主体は、交付申請の際に労働生産性の数値目標を達成可能な I T ツール導入後 3 年間の生産性関連情報の計画値を設定し、効果報告の際に生産性関連情報等の実績値及びこれに基づく労働生産性を報告。機構及び事務局は、労働生産性の伸び率の傾向等により I T 導入支援事業の効果を把握

<事務局がサ推協の場合>

$$\boxed{\text{労働生産性}} = \frac{\boxed{\text{売上げ}} - \boxed{\text{原価}}}{\boxed{\text{従業員数}} \times \boxed{\text{年間平均労働時間}}}$$

➤ 生産性関連情報等の報告が必要な323事業主体の342事業（補助金交付額計9億0256万円）をみると・・・

- ・ **255事業主体の271事業**（同**6億7224万円**）において、生産性関連情報等に係る項目の数値が**誤って報告**されている事態が判明
- ・ うち87事業主体の88事業について、誤った数値に基づく労働生産性の伸び率（交付申請時から1回目の効果報告までの間。3%以上で目標達成）と、正しい数値に基づき本院で試算した同伸び率を比較したところ、56事業主体の56事業で開差が10%以上となり、**全体の6割以上で実態とかい離**
- ・ 上記88事業のうち25事業主体の25事業では労働生産性の数値目標の達成又は未達成が逆転
➡ サ推協では、交付申請時及び効果報告時に生産性関連情報等に係る根拠資料を提出することになっておらず、**根拠資料に基づく確認が行われず**



表示する意見

- ・ 機構において、I T 導入支援事業の効果を正確に把握できるよう、**効果報告の方法の見直し**を行い、サ推協及びT O P P A Nによる生産性関連情報等や労働生産性の**確認体制を整備**すること

検査の結果 1 ～ 4 を受けて表示する意見

- ・ 中小企業庁において、これらの見直しの措置が確実に行われるよう、機構、サ推協及びT O P P A Nに対して**指導、助言等**を行うこと